

---

**サステナビリティ基準委員会の活動状況**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第6回サステナビリティ基準諮問会議（2024年3月19日開催）の後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

**サステナビリティ基準委員会の活動状況**

2. SSBJ は、前回ご報告後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙1のとおりである。

## (1) SSBJ 基準の開発の状況

- ① 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）を踏まえた、SSBJ 基準の開発

## (2) 国際対応の状況

- ① 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）から公表された基準への対応
- ② サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における対応
- ③ その他の国際会議等への参加

**SSBJ 基準の開発の状況****（開発計画を踏まえた SSBJ 基準の開発）（前回のご報告と同じ）**

3. SSBJ は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年度）<sup>1</sup>による提言をはじめとした我が国の資本市場関係者からの強いニーズを踏まえ、ISSB の最初のサステナビリティ開示基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号（以下あわせて「IFRS サステナビリティ開示基準」という。本資料第11項(1)参照）に相当する基準（日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとし、以下のプロジェクトを開始することを決定した。

- (1) IFRS S1 号に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) IFRS S2 号に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発（日本版 S2 プロジェクト）

---

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221227.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html)

**(開発計画の公表) (前回のご報告と同じ)**

4. SSBJ としては、確定基準が公表されるまでの間に可能な範囲で日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の検討を進めておくことが適切と考えられること、また、SSBJ が基準の開発状況について明示することにより、国内外の関係者の予見可能性が高まることが考えられることから、2023 年 2 月 2 日、SSBJ が開発する基準の範囲、基準の目標公表時期及び具体的な論点の一覧（論点リスト）等を明示した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を公表した<sup>2</sup>。
5. SSBJ は、日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの目標時期を次のとおりとしている。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

**(SSBJ 基準の開発の状況)**

6. SSBJ では、第 8 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 2 月 2 日開催）より、SSBJ 基準の開発に着手した。2023 年 6 月 26 日に IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されたことを踏まえ（本資料第 11 項(1)参照）、第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）より、議論を再開し、2024 年 3 月 29 日に、以下の公開草案を公表した（コメント期限：2024 年 7 月 31 日）。
  - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
  - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」
  - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」
7. なお、第 30 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 2 月 6 日開催）において、金融庁の担当者より、我が国におけるサステナビリティ関連財務情報に関する開示制度について、IFRS サステナビリティ開示基準との国際的な比較可能性の確保の必要性等も踏まえ、SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）と想定することが考えられるとの説明がなされた。
8. さらに、第 52 回金融審議会総会において、新たなワーキング・グループを設置して SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用対象や適用時期について議論を行うとの方向性が示され、2024 年 3 月 26 日より「サステナビリティ情報の開示

<sup>2</sup> 直近の計画は 2024 年 4 月 4 日に公表しており、次を参照のこと。  
[https://www.ssb-j.jp/jp/domestic\\_standards/ssbj\\_disclosure\\_standards.html](https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/ssbj_disclosure_standards.html)

と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において議論が行われている<sup>3</sup>。

### (公開草案の周知活動)

9. SSBJ 事務局は、公開草案の周知を目的として、主に次の活動を実施している。

#### (1) 特設サイトの設置

公開草案に関する特設サイトを設置し、以下のコンテンツを掲載し、適宜内容を更新している<sup>4</sup>。

- 公開草案に関する解説資料、解説記事、解説動画
- 公開草案と IFRS サステナビリティ開示基準との間の比較（日本語及び英語による、差異等の一覧及び項番対照表）
- FAQ（よくある質問）
- SSBJ 委員による座談会

#### (2) 市場関係者への説明会の実施

- 利用者、作成者（業界団体等）、監査法人等に対する個別の説明会（計 16 回実施）
- 東京、大阪、名古屋における説明会（計 5 回実施、約 1,300 名が参加）

#### (3) 雑誌への寄稿

### (再審議に向けたアウトリーチ等の実施)

10. SSBJ 事務局は、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、今後、主要な市場関係者に対するアウトリーチを実施していく予定である。

## 国際対応の状況

### (ISSB から公表された基準への対応)

11. ISSB から公表されたデュー・プロセス文書に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

#### (1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号

ISSB は、2023 年 6 月 26 日に、確定基準となる IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を公表した。

SSBJ 事務局は、これらの基準の日本語翻訳、解説資料及び解説動画を作成し、

<sup>3</sup> 2024 年 7 月 23 日までに、当該ワーキング・グループは 3 回実施されている。

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/base\\_gijiroku.html#sustainability\\_disclose\\_wg](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#sustainability_disclose_wg)

<sup>4</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/news\\_release/400713.html](https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/400713.html)

解説資料及び解説動画については、SSBJ のホームページに掲載している<sup>5</sup>。

また、SSBJ 事務局は、IFRS S1 号、IFRS S2 号及びこれらに付随する強制力のないガイダンスの日本語翻訳を収録した書籍の出版に向けて、現在作業を行っている。

(2) SASB スタンダード

「SASB スタンダード」とは、IFRS 財団が 2022 年 8 月に統合した旧価値報告財団のサステナビリティ会計基準審議会 (SASB) が開発した、77 の産業別のサステナビリティ開示基準であり、IFRS サステナビリティ開示基準及び SSBJ の公開草案において、「考慮する」(consider) ことが要求されている。

SSBJ 事務局では、SASB スタンダード (2023 年 12 月最終改正) の日本語翻訳を現在行っており、2024 年中の公表を目指している。

(3) 教育的資料

ISSB では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援の一環として、教育的資料を公表している。SSBJ 事務局では、一部について日本語翻訳を行い、また、一部について解説記事を作成し、SSBJ のホームページにおいて公表している<sup>6</sup>。

**(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) における対応)**

12. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) のメンバーを務めている<sup>7</sup>。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。

13. 前回ご報告の後について、これまでの会合の主なアジェンダは、別紙 2 のとおりである。SSAF の次回の会合は、2024 年 10 月に公開で開催される予定である。

**(その他の国際会議等への参加)**

14. SSAF のほか、前回ご報告の後に、SSBJ は次の国際会議等へ参加している。

2024 年 4 月 17 日から 4 月 19 日	韓国にて開催された会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) において、各法域の代表者との間で、ISSB 基準の導入等に関連する論点について議論を実施
----------------------------------	---

以 上  
別紙 1

<sup>5</sup> <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/standard/y2023/2023-0626.html>  
基準等の日本語翻訳は、IFRS 財団のホームページから入手することができる。  
<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/#pdf-collections---translations>

<sup>6</sup> <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html>

<sup>7</sup> [https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/news\\_release\\_20221222.pdf](https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/news_release_20221222.pdf)

## 前のご報告時（2024年3月19日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
第 33 回 2024年3月21日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発（公表議決） (2) 第 6 回サステナビリティ基準諮問会議に関する報告 (3) 2024年3月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告（速報）
第 34 回 2024年4月4日	(1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) 2024年3月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告
第 35 回 2024年6月6日	(1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) 2024年6月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応
第 36 回 2024年7月18日	(1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) 2024年6月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）の報告

以 上

## サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) における議題

回 (開催日)	議 題
第 5 回 2024 年 6 月 11 日	(1) IFRS サステナビリティ開示のタクソノミ (2) SASB スタンドアードの向上 (3) ISSB のリサーチ・プロジェクトにおける SSAF の関与

SSAF の会議報告については、SSBJ のホームページにおいて公表している<sup>8</sup>。

以 上

---

<sup>8</sup> <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/ssaf.html>